

# 高精度衛星測位サービス利用促進協議会 規約

## 第1章 総則

### 第1条 名称

本会は、高精度衛星測位サービス利用促進協議会(以下、協議会という。)と称する。英文表記は「QZSS Business Innovation Council」、略称を「QBIC」とする。

### 第2条 目的

協議会は、「みちびき」サービスインにこたえ、かつ2023年度の7機体制を見据えて、そのサービスを活用した新事業を、国内外の産業界があまねく・自発的に創出することを目的として以下の活動を行う。

- (1) 「みちびき」利活用の協調領域における課題の発掘と自主的な解決
- (2) 要すれば政府、関係団体に対する意見具申・情報提供及び解決の促し

### 第3条 情報開示方針

協議会の議事内容は事務局が議事録を作成し、原則、公開する。また、配布資料も、原則公開とする。但し、企業秘密や個人情報等が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断された場合は、非公開とすることもあり得る。

### 第4条 活動内容

協議会は、準天頂衛星測位サービスの利用拡大に関わる次の活動を行う。

- (1) 高精度測位サービスを利用するために解決が必要となる様々な分野における共通課題を抽出し、阻害要因の分析、並びにこれらの解決策を自主的に検討する。
- (2) 高精度測位サービス利用の普及・啓発に努め、新たな利用分野・複合分野における利用の開拓、並びにそれらの社会実装の拡大と浸透を図る。
- (3) 高精度測位サービスの利活用が未開拓の団体との連携を拡大し、その団体内に当該利活用促進のための検討会が自然発生する仕組みや、連携団体との融合分野において新たな利活用発生が可能な仕組み作りを目指す。
- (4) 協議会の中の様々な機会を通じて会員の交流を深め、準天頂衛星測位サービスの利用に関する相互のモチベーション高揚に資すると共に、国内外の利用状況、市場動向、技術動向、政策方針等に関して情報共有や意見交換を行う。
- (5) 前項の内容について、適時に国・関係団体等と意見交換を行う。
- (6) その他前項に付帯する活動を行う。

### 第5条 活動期間

活動期間は定めず、以下の要領で活動内容の見直しや活動満了の判定を行う。

- (1) 活動内容見直し
  - 2020年度
    - 「みちびき」利活用状況を踏まえて中間評価を行い、要すれば活動内容に修正を施す。

- 7 機体制整備完了年度(2023 年度を目途)

活動満了の可否を判定する。

- (2) 活動満了の評価条件

「みちびき」サービスの社会実装が十分普及したと自他共に判断されること。

## 第2章 会員及び役員

### 第6条 会員

協議会の会員は、協議会の目的に賛同し、入会の承認を受けた企業、関係団体、個人事業者、学識経験者等とする。

### 第7条 会員の権利と義務

- (1) 会員は、協議会の会員であることを関連する事業等についての広告、パンフレット、催事等において示すことができる。
- (2) 会員は、協議会の活動に積極的に参加する。

### 第8条 入退会

- (1) 協議会へ入会しようとする者は、書面をもって申し込み、企画運営委員会委員長の承認を受けなければならない。
- (2) 協議会を退会しようとする者は、企画運営委員会委員長に書面をもってその旨届け出なければならない。

### 第9条 事業年度

- (1) 協議会の事業年度は、4月1日から3月31日までとする。
- (2) 協議会の第1事業年度は、本協議会設立の日から翌年3月31日までとする。

### 第10条 年会費

協議会の会費は無料とし、費用が発生する場合には実費にて受益者負担を原則とする。

### 第11条 役員

- (1) 協議会は、役員として会長1名を置く。副会長は必要に応じて1名を置く。
- (2) 会長は、協議会を代表する。
- (3) 会長は、企画運営委員会の発議の下、協議会の運営等に関する重要な事項を決定する。ただし、企画運営委員会に予め決定を委ねることができる。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その職務を代行する。

### 第12条 役員を選任等

- (1) 会長は、民間企業又は学識経験者等の会員から企画運営委員会が推薦し、総会にて承認する。
- (2) 副会長は、会長が指名する。
- (3) 役員任期は2年とする。ただし、特段の理由や申出が無い場合は、その任期を更新する。

- (4) 役員が任期途中で辞任する場合は、事前に企画運営委員長に申し出るものとする。
- (5) 役員が辞任を申し出た場合は、企画運営委員長は速やかに企画運営委員会の了承を取り、その結果を会員等に報告する。企画運営委員会が後任を選出して総会にて決定するまでの間、その任は企画運営委員長が代行する。

### 第3章 総会等

#### 第13条 総会

- (1) 総会は、会員をもって構成する。
- (2) 総会は、会長が召集し、年間1回程度とする。
- (3) 総会は、会員の交流による相互の活動モチベーション高揚と活動状況等の情報共有を行う機会とすると共に、次の事項を決議する。
  - 会長の選任
  - 協議会の活動報告・年度計画
  - 新たな活動期間を定める場合や活動期間の変更
  - その他、協議会の運営に関する重要な事項に関する報告
- (4) 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。

#### 第14条 諮問委員会

- (1) 協議会に諮問委員会を置く。
- (2) 諮問委員会は、会長の諮問を受け、審議し、答申を行う。諮問内容によっては、会長の指示の下、事務局が適時で諮問委員からの答申を取得し、会長に報告することができる。
- (3) 諮問委員会の委員は、民間企業等から企画運営委員会が推薦し、会長の了承の下、招致する。
- (4) 諮問委員の任期は2年とする。ただし、特段の理由や申出が無い場合は、その任期を更新する。
- (5) 補欠のため、又は増員により就任した委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

#### 第15条 企画運営委員会

- (1) 協議会に企画運営委員会を置く。
- (2) 企画運営委員会は、企画運営委員長、各利用分野のオピニオンリーダー、ワーキンググループのリーダーとなりうる者等から構成する。
- (3) 企画運営委員会の委員長は、一般財団法人宇宙システム開発利用推進機構(以下、JSSと称する。)衛星測位事業本部長が担当する。委員長は、必要に応じて副委員長を指名することができる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在時において、その職務を代行する。
- (4) 企画運営委員会は、委員長が必要と認めた時に開催する。
- (5) 企画運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- (6) 企画運営委員会に出席できない委員は、その代理者または企画運営委員長にその権限を委任することができる。この場合、当該委員は、企画運営委員会に出席したものとみなす。

- (7) 企画運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (8) 企画運営委員会は、次の事項を行う。
  - 総会への会長候補の推薦
  - 役員辞任の了承
  - 会長への諮問委員候補者の推薦
  - 会長へのオブザーバー候補機関等の推薦
  - 会長へのアドバイザー候補者の推薦
  - 本規約の制定、改廃
  - ワーキンググループの企画、リーダーの指名とワーキンググループ活動の促進並びに成果物等の承認
  - 国内外の準天頂衛星システムサービスやその他高精度測位サービスの利活用動向、市場動向、技術動向、政策方針等の有益な情報交換を目的としたワークショップ等の企画
  - その他、会長より委託された協議会の企画、運営に関する事項
- (9) 企画運営委員の任期は2年とする。ただし、特段の理由や申出が無い場合は、その任期を更新する。
- (10) 補欠のため、又は増員により就任した委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

#### 第16条 オブザーバー

- (1) 協議会には、オブザーバーを置くことができる。
- (2) オブザーバーは、官公庁等から企画運営委員会が推薦し、会長の了承の下、依頼する。
- (3) オブザーバーは、ワーキンググループ等からの依頼により、必要な助言を行う。
- (4) オブザーバーの任期は2年とする。ただし、特段の理由や申出が無い場合は、その任期を更新する。
- (5) 補欠のため、又は増員により就任したオブザーバーの任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

#### 第17条 アドバイザー

- (1) 協議会には、アドバイザーを置く。
- (2) アドバイザーは、専門知識を有する学識経験者等から企画運営委員会が推薦し、会長の了承の下、招致する。
- (3) アドバイザーは、企画運営委員会、ワーキンググループ等からの依頼により、必要な助言を行う。
- (4) アドバイザーの任期は2年とする。ただし、特段の理由や申出が無い場合は、その任期を更新する。
- (5) 補欠のため、又は増員により就任したアドバイザーの任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

#### 第18条 ワーキンググループ

- (1) 協議会は、企画運営委員会が発議し、会長の了承の下、ワーキンググループを設置する。

- (2) ワーキンググループは、第4条の活動を行う。
- (3) ワーキンググループは、その設置目的に対して技術や知見を有する者、事例分析や要件抽出などに貢献できる者、報告書執筆など具体的な作業を厭わない者等、意欲ある会員等から構成される。
- (4) ワーキンググループのリーダーは、会員から企画運営委員会が指名する。
- (5) ワーキンググループのリーダー及び構成員の任期は1年とする。ただし、特段の理由や申出が無い場合は、その任期を更新する。
- (6) 補欠のため、又は増員により就任したリーダー及び構成員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- (7) ワーキンググループのリーダーは、企画運営委員会の了承の下、ワーキンググループの計画等について定める。
- (8) ワーキンググループにて検討した内容を成果報告として企画運営委員会へ提出する場合は、事前に会員に公開し、意見を求めなければならない。
- (9) ワーキンググループには、必要に応じて、サブワーキンググループを置くことができる。この場合、サブワーキンググループの運営等については、ワーキンググループリーダーの責任の下、実施するものとする。

#### 第19条 事務局

- (1) 事務局は、企画運営委員会の下に設置し、協議会の事務処理等を行う。
- (2) 事務局は、JSS が担当する。
- (3) WG 活動の成果や QBIC 活動に係る内容等について国・関係機関とコミュニケーションを図ることが妥当と判断した場合、事務局がその場を設定する。

#### 第20条 経費の負担

- (1) 協議会での会員活動は無報酬とする。
- (2) 協議会の運営における会議費等一般の事務費は、原則、JSS が負担する。それ以外の経費が必要になった場合は、会員及び JSS で調整する。

#### 第21条 その他

この規約に定めるもののほか、協議会の運営上必要な事項は、企画運営委員会の発議の下、会長が別に定めるものとする。

#### 附則

この規約は、本協議会設立の日から施行する。  
この規約は、平成 26 年 7 月 7 日から施行する。  
この規約は、平成 27 年 7 月 17 日から施行する。  
この規約は、平成 28 年 7 月 15 日から施行する。  
この規約は、令和元年 8 月 26 日から施行する。  
この規約は、令和3年 7 月 15 日から施行する。